

## コロナ時代だからこそインターネット販売を始めたい！ インターネット販売をすでに行っているけどわが社は大丈夫？ 消費者トラブルを防ぐ！コンプライアンスの基本

デジタル化の進展によって、デジタル・プラットフォームを介した消費者取引やアフィリエイトなどの新たな手法の広告が普及するなど、通信販売市場は日々拡大しており、コロナ禍では非対面型ビジネスとして通信販売を始める事業者も増えております。それに伴い、インターネットを通じた取引での消費者トラブルは増加しており、事業者にはますます意識的に法令順守に取り組んでいくことが求められています。そこで、今回は通信販売を行う事業者向けに、実際の行政処分事例、ありがちな違反事例などについて、弁護士の池本先生から、わかりやすく説明していただきます。

### こんな方にオススメです

「コロナ禍で販路拡大のために通信販売を始めることになったが、消費者とのトラブルを避けるには何に気を付ければいいのか？」

「効果的な広告内容にしたいけれど、どんな内容が虚偽誇大広告と判断されるの？」

- 消費者向けビジネスを行う B to C 企業
- 経営者、法務、総務、営業担当者 等



### 主な内容

- ◆通信販売における法規制（主に景品表示法、特定商取引法）
- ◆実際にあった行政処分の具体事例（虚偽誇大広告の禁止等）
- ◆気を付けたい・ありがちな違反やトラブルの具体事例（定期購入、アフィリエイト広告等）など

### 講師：池本法律事務所 弁護士 池本 誠司 氏

<略歴> 明治大学法学部卒業。日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員長、東京都消費生活対策審議会委員、消費者庁参与、産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会委員、消費者委員会専門委員等を歴任。

参加費： 無料

開催方法：オンライン（録画配信）

公開期間：2021年2月15日（月）～2021年2月26日（金）

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、オンラインセミナー形式で開催いたします。

申込者にはセミナー動画閲覧用URL（YouTube限定公開）を配信いたします。

セミナー受講（動画閲覧）の際は、ご自身のPC等でご覧ください。

※動画は章ごとに1本の動画としております。

ご自身のご興味・ご関心に合わせて、必要なパートをご受講いただくことが可能です。

主催：東京商工会議所 経済法規委員会（日本商工会議所共催）

参加無料  
録画配信

### お申し込み方法

1月25日（月）までのお申し込みでは、事前質問を受け付けます

- 東京商工会議所ホームページ右上「イベントを検索」にイベント番号を入力して検索

【イベント番号】No. 103560

イベントを検索



ウェブサイトでのお申し込みができない場合、お電話でお問い合わせください

- 問合せ先：東京商工会議所産業政策第一部 堀田・石井（Tel 03-3283-7630）